

奈良教育大学教育研究評議会了承
(令和 6 年 1 月 15 日)

奈良国立大学機構 奈良教育大学オープンアクセス方針

(趣旨)

1. 奈良教育大学(以下「本学」という)は、国立大学法人奈良国立大学機構のミッションに基づき、本学の教育・研究活動を通じて生み出された知的成果を広く公開し社会に還元することにより、教育・研究の発展に資することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に所属する教職員(以下「教職員」という)が、出版社、学協会、奈良国立大学機構内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という)を、「奈良教育大学学術リポジトリ」(以下「リポジトリ」という)によって公開する。ただし、次の各号に掲げる方法で公開されている場合は、その限りではない。また、研究成果の著作権は、本学には移転しない。
 - (1) オープンアクセスジャーナルへの掲載
 - (2) 論文のオープンアクセス・オプション選択による、出版社ウェブサイトへの掲載
 - (3) 外部の機関が設置する外部リポジトリ等への登録

(公開の免除・猶予)

3. 著作権等の理由で公開が不適切であるとの申し出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果について本方針の適用を免除し、又は公開を猶予することができる。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に公表された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録・公開等)

5. リポジトリへの登録、公開、公開後のデータ利用等に関する事項は、「奈良教育大学学術リポジトリの運用に関する要項」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。